

児童手当 認定請求書

（あて先）岐阜市長

この認定請求に必要な私及び配偶者等の資料等を
確認することについて承諾します。

※【身元確認】本人 同一（ ）
委任（ ） 持込（ ）
①個人番号カード 運転免許証 旅券
在留カード 他（ ）
②年金手帳 児童扶養手当
他（ ）
・本人以外は代理権確認（戸籍・委任状等）
・②については2点で確認

※受付確認年月日

提出年月日

令和 . .

※認定番号		※入力		※確認												
受給者	(ふりがな)				住所	岐阜市										
	氏名															
	電話				1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、 6～12月分は本年)		岐阜市内・岐阜市外（下記に記入）									
	個人番号				転入の場合		転入前市町村名									
	性別	男・女	生年月日	昭和・平成 . .		加入している 公的年金制度 の種別	ア. 厚生年金保険 以下の共済組合の組合員である場合は☐ ☐ 私立学校教職員共済 ☐ 国家公務員共済 ☐ 地方公務員等共済 イ. 国民年金 ウ. その他（ ）									
職業	☐ 自営業、会社員等 ☐ 公務員（勤務先 その他（ ）		☐ 無職 （ ）													
配偶者	配偶者の状況		☐ 同居 ☐ 別居（市内・市外・国外） ☐ いない（未婚・離婚・死亡）													
	(ふりがな)				住所	別居の場合のみ記入										
	氏名															
	電話				1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、 6～12月分は本年)		岐阜市内・岐阜市外（下記に記入）									
	個人番号				転入の場合		転入前市町村名									
性別	男・女	生年月日	昭和・平成 . .		職業	☐ 自営業、会社員等 ☐ 公務員（勤務先 その他（ ） ☐ 無職 （ ）										
支払希望金融機関 (請求者本人名義に 限る)		名称		支店名		店番		口座番号				口座名義（カタカナ）				
		銀行・金庫 組合・農協		支店 本店 出張所		普通										
児童の兄弟等	氏名		続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学の場合 出国年月	※□申請時確認済				※算定対象に○			
				平成 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月	・18歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過した後22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者							
				平成 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月	・児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上 の場合に限る							
児童	氏名		続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学の場合 出国年月	住所 (別居の場合)		※児童との関係 該当に○		※該当に○			
				平成 令和 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		・第3子以降 ・3歳未満 ・3歳以上			
				平成 令和 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		・第3子以降 ・3歳未満 ・3歳以上			
				平成 令和 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		・第3子以降 ・3歳未満 ・3歳以上			
				平成 令和 . .	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	☐ 同居 ☐ 別居	令和 年 月			・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		・第3子以降 ・3歳未満 ・3歳以上			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
◎ ※印の欄は、記入しないでください。

※必要書類		※支給開始年月		※手当月額		※決定 年月日	
☐ 申立書（別監・同居・その他） ☐ 保険証の写し ☐ パスポート（本人・配偶者・子） ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ☐ その他（ ）		令和 . 15日特例適用 ☐ 有 ☐ 無		第3子以降 .000円 3歳未満分 .000円 3歳以上分 .000円 計 .000円		☐ 認定 ☐ 却下 ☐ 非監護 ☐ 非居住 ☐ その他（ ） 令和 . .	
※申請事由		※備考					
☐ 出生 ☐ 転入 ☐ 別居監護 ☐ 公務員退職 ☐ 同居優先 ☐ 受給者切替 ☐ 海外留学 ☐ その他（ ）							
※事由発生日	令和 . .	※申請者所得		円	※配偶者所得	円	

注意

- 1 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「加入している公的年金の種別」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 「受給者」における「性別」、「生年月日」、「職業」及び「加入している公的年金の種別」の欄、「配偶者の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「配偶者等」におけるすべての欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することを行います。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
「配偶者等」における「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に「住所」の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 「児童の兄弟等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「児童の兄弟等」の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有に☑をしてください。
- 9 「児童の兄弟等」の「生計費の負担の有無」の欄は、「児童の兄弟等」の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合には、有に☑をしてください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、「児童の兄弟等」の「海外留学の場合 出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「児童」の「海外留学の場合 出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 13 「児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに☑してください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに☑してください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「児童の兄弟等」の欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
サ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、「児童の兄弟等」の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類